改正後	改正前
２・３　（略） ４　特例加算 １から３までの基準生活費の算出にあたっては、１（⑵のウを除く。）及び２により算定される額に世帯人員一人につき月額1,500円を加えるものとし、３により算定される額に世帯人員一人につき月額1,000円を加えるものとする。 第２章　（略） 第３章　入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費 １　入院患者日用品費 ⑴～⑶　（略） ⑷　入院患者日用品費の算出にあたっては、⑴から⑶までにより算定される額に特例加算として月額1,000円を加えるものとする。 ２　介護施設入所者基本生活費 ⑴～⑶　（略） ⑷　介護施設入所者基本生活費の算出にあたっては、⑴から⑶までにより算定される額に特例加算として月額1,000円を加えるものとする。 ３　（略） **別表第２～別表第９**　（略）	２・３　（略） ４　特例加算 １から３までの基準生活費の算出にあたっては、１から３までにより算定される額に世帯人員一人につき月額1,000円を加えるものとする。 第２章　（略） 第３章　入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費 １　入院患者日用品費 ⑴～⑶　（略） （新設） ２　介護施設入所者基本生活費 ⑴～⑶　（略） （新設） ３　（略） **別表第２～別表第９**　（略）

その他告示

○国土交通省告示第四百三十七号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第十四項の規定に基づき、指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示

指定区間の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

海上運送法第二条第十四項に規定する指定区間は、次の表のとおりとする。

番号	名称	関係都道府県	区間
一～二七八	（略）	（略）	（略）
二七九	大須宇品	広島県	大須港と広島港第三区宇品地区との間
二八〇	牛深蔵之元	熊本県 鹿児島県	牛深港と蔵之元漁港との間

改正前

海上運送法第二条第十四項に規定する指定区間は、次の表のとおりとする。

番号	名称	関係都道府県	区間
一～二七八	（略）	（略）	（略）
二七九	大須宇品	広島県	大須港と広島港第三区宇品地区との間

附　則

この告示は、公布の日から施行する。